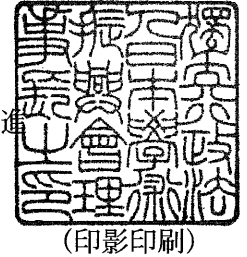


関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長 里 見 進



令和2(2020)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(研究成果公開促進費)
(研究成果公开发表(B)(ひらめき☆ときめきサイエンス~ようこそ大学の研究
室へ~KAKENHI))の交付内定について(通知)

独立行政法人日本学術振興会(以下「日本学術振興会」という。)が交付を行う令和2(2020)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(研究成果公開促進費)(研究成果公开发表(B)(ひらめき☆ときめきサイエンス~ようこそ大学の研究室へ~KAKENHI))について、別添1「令和2(2020)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(研究成果公開促進費)(研究成果公开发表(B)(ひらめき☆ときめきサイエンス~ようこそ大学の研究室へ~KAKENHI))交付内定一覧」(以下「内定一覧」という。)のとおり交付内定をいたしましたので通知します。

については、内定一覧に基づく審査結果を各実施代表者に通知するとともに、実施代表者がこれにより補助金の交付を希望する場合には、下記の関係書類を提出してください。

なお、採択となった課題について、審査所見等がある場合は内定一覧に記載しておりますので、プログラムを実施する際は御配慮ください。当該所見等がある応募課題の実施代表者に対しては、別添2「令和2(2020)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(研究成果公開促進費)(研究成果公开发表(B)(ひらめき☆ときめきサイエンス~ようこそ大学の研究室へ~KAKENHI))審査所見等について」をお渡しください。

また、今回交付内定をしなかったものは不採択となりましたので、併せて通知します。本会より個別に不採択の通知を行っておりませんので、その旨を応募者に御連絡いただくとともに、別添2をお渡しください。

記

1 提出書類及び提出期限

別紙3「令和2(2020)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(研究成果公開促進費)「研究成果公开发表(B)(ひらめき☆ときめきサイエンス~ようこそ大学の研究室へ~KAKENHI)」の補助事業を遂行するに当たっての留意事項及び関係書類の提出について」の内容を確認した上で、以下の提出書類を、日本学術振興会研究事業部研究事業課に、それぞれの提出期限までに提出してください。

提出書類	作成者	提出期限
(1) 必ず提出する書類		
① 交付申請書 (様式 A-71)	実施代表者	4月22日(水)
② 交付請求書 (様式 A-73)		
③ プログラム概要 (様式 A-74)		
(2) 必要に応じ提出する書類		
④ 交付申請の辞退届 (様式 A-7)	研究機関	4月15日(水)
⑤ 研究成果報告書未提出者に係る交付申請留保届 (様式 A-76)		

II 提出方法

<科研費電子申請システムによる提出>

上表のうち、①～④については、科研費電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）により日本学術振興会へ提出してください（別紙2参照）。

※印刷物の郵送による提出は不要です。

<印刷物の郵送による提出>

上表のうち、⑤については、作成した様式を郵送にて日本学術振興会に提出してください。

なお、様式は日本学術振興会のホームページにてダウンロードできます。

URL：https://www.jsps.go.jp/hirameki/koufu_dl.html

交付申請書、交付請求書及びプログラム概要の作成及び確認に当たっては、同ホームページにおいて、「記入例・作成上の注意」を掲載していますので御確認ください。

III 提出先（上表の⑤のみ）、問合せ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究事業課 成果発信係

TEL 03-3263-1699

FAX 03-3263-1716

E-mail hirameki@jsps.go.jp

※ 郵送の際には、封筒等の表に「ひらめき☆ときめきサイエンス（書類名）在中」及び「機関番号（5桁）」を朱書きしてください。

また、余裕をもって投函し、提出期限までに必ず届くようにしてください。

IV 留意事項

1. 本年度において適用することを予定している補助条件は別紙4のとおりですので、内容を確認するとともに、実施代表者に周知してください。

2. 交付申請に当たっては、別紙6「研究活動等の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」について、電子申請システム上で実施代表者に確認を求めています。この確認事項において、実施代表者が既に研究倫理教育の受講等を行ったこと、日本学術会議の声明「科学者の行動規範—改訂版—」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認することとしています。

また、別紙7「補助事業の実施に当たって誓約すべき事項」について、電子申請システム上で研究機関の長に確認を求めています。この誓約事項において、研究機関の長の責務においてプログラムを実施することとしていますので、全ての事項を十分確認してください。

3. 本件通知日以降、補助事業を開始し、必要な契約等を行って差し支えありませんので、交付申請を行う各実施代表者に周知願います。必要な経費は、補助金受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて補助金受領後に精算してください。

4. 補助金は、科研費電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）「所属研究機関情報管理」の「振込口座情報（科学研究費補助金）」で各機関が登録した銀行口座に送金しますので、参考1に記載の通り、振込口座情報を正しく入力しておいてください。

5. 「交付申請書」の作成に当たっては、先に提出済みの計画調書の内容について、令和2(2020)年度の「交付予定額」及び審査所見等を踏まえて変更を行うことは差し支えありません。ただし、交付申請に際し、別紙3に記載している補助対象経費以外への支出はできません。

なお、通知した「交付予定額」では計画が遂行できないと判断される場合、実施代表者が所属研究機関を変更した場合又はその他事情により計画の遂行が不可能となる場合には、交付申請を辞退してください。

6. 交付申請書等に含まれる個人情報は、科学研究費助成事業の交付等業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

7. 本通知文（各様式を含む。）は日本学術振興会ホームページ（<https://www.jspss.go.jp/hirameki/index.html>）において公開します。

8. 科研費による事業の実施に当たり、研究機関は、「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究不正行為チェックリスト」を提出する必要があります。平成31（2019）年4月以降において両チェックリストの提出がない研究機関に所属する研究者が、実施代表者として参画している事業課題については、交付決定を行いませんので、該当する場合は速やかに提出してください（平成31（2019）年4月以降に別途、両チェックリストを提出している場合には、改めて提出する必要はありません。）。詳細は公募要領を確認してください。

9. 平成29年2月17日付けで文部科学省より関係研究機関宛てに参考2の通知が発出されています。ついては、貴研究機関所属の実施代表者に周知してください。また、貴研究機関において実施代表者からの申し出を受ける等により、国際連合安全保障理事会決議第2321号の正文11に該当する可能性のある事実を把握した場合には、「Ⅲ 提出先、問合せ先」に報告してください。

V 令和2（2020）年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）（研究成果公開発表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI））の交付内定・交付決定等の日程（予定）

交付内定の時期	4月1日
交付決定の時期	6月下旬
補助金送金の時期	7月中旬

（添付書類）

別添1「令和2（2020）年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）（研究成果公開発表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI））交付内定一覧」

別添2「令和2（2020）年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）（研究成果公開発表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI））審査所見等について」（審査所見等がある場合のみ）

別紙1「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI実施にかかる事務手続等について」

別紙2「電子申請システムを利用した交付申請について」

別紙3「令和2（2020）年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）「研究成果公開発表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI）」の補助事業を遂行するに当たっての留意事項及び関係書類の提出について」（予定）

別紙4「補助条件（令和2（2020）年度）」（予定）

別紙5「令和2（2020）年度科学研究費助成事業における補助条件等の主な変更点について」

別紙6「研究活動等の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」

別紙7「補助事業の実施に当たって誓約すべき事項（研究機関の長）」

参考1「科研費振込口座の開設及び登録（修正）について」

参考2「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について（依頼）」（平成29年2月17日付け 文部科学省大臣官房国際課長通知）

